

証券の償還等の状況報告書
(年未現在)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者：

名 称 及 び

代 表 者 氏 名 _____

居住者

所 在 国 又 は 地 域 _____ 非居住者 (該当分に○)

報告者の区分 (居住者のみ、該当分に○)

- 1. 一般政府 2. 銀行 (銀行勘定) 3. 信託銀行 (銀行勘定)
- 4. 生命保険会社 5. 損害保険会社
- 6. 投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人 7. 金融商品取引業者 8. その他

所 在 地 _____

責任者の氏名 _____

担当者氏名 (電話番号) _____

(単位：百万円、千通貨単位)

1 発行又は募集した証券	(1) 種 類			
	(2) 額 面 総 額			
	(3) 発行又は募集の時期 (払込日) 及び場所			
	(4) 定時償還の方法			
2 償還等の状況	(1) 当 年 の 償 還 ・ 株 式 転 換 等 の 額	(2) 償 還 ・ 株 式 転 換 等 の 累 計 額	(3) 残 高	

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 - 3 金額は、当該証券の券面表示通貨により記入すること。
 - 4 「2 償還等の状況」欄中「(1) 当年の償還・株式転換等の額」欄及び「(2) 償還・株式転換等の累計額」欄には、当該証券の元本の全額又は一部の償還、買入消却又は株式への転換について、当年中に行った額及び当年までの累計額をそれぞれ記入すること。また、「(3) 残高」欄には、当該証券の当年末の残高を記入すること。

「証券の償還等の状況報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2022年5月)

1. 報告を要する者

- (1) 外国における証券の発行又は募集について報告省令第11条第1項の規定による報告をした居住者
- (2) 本邦における外貨証券の発行又は募集について報告省令第11条第1項の規定による報告をした居住者
- (3) 本邦における証券の発行又は募集について報告省令第11条第2項の規定による報告をした非居住者

ただし、次のいずれかに該当する場合は報告不要。

- イ. 証券の12月末現在における発行残高の額が10億円に相当する額に満たない場合
- ロ. 当年中の当該証券の発行残高の増減がない場合

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第31条

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱 30 号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する時期

12月末現在

5. 報告書の提出期限

翌年1月20日まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書提出の要否を判断する際に使用する換算レート

- 1. ただし書きイ. における外国通貨建証券を円換算する場合のレートは、「基準・裁定外国為替相場」を用いること。

8. 報告の対象

報告省令第11条第1項又は第2項の規定による報告（同条第2項の規定による報告については、外為法第55条の3第1項第8号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）に係る証券の償還等の状況。

9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
西暦とすること。日付は、日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「責任者の氏名」欄
報告の提出について授権された者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。
- (3) 「担当者の氏名（電話番号）」欄
イ. 報告者又は代理人の担当で本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号、担当部署名を補記すること。
- (4) 「1 発行又は募集した証券」欄中「(1) 種類、(2) 額面総額、(3) 発行又は募集の時期（払込日）及び場所」欄
証券の発行又は募集について、報告省令別紙様式第21で報告した内容を記入すること。
- (5) 「1 発行又は募集した証券」欄中「(4) 定時償還の方法」欄
報告対象年内に到来した、又はこれから到来する定時償還又は満期償還の年月日を償還の区分とともに記入すること。
- (6) 発行又は募集した証券毎に別葉で作成すること。
追加発行又は追加募集を行った証券の場合は、報告省令別紙様式第21で報告した金額に拘らず、当該証券毎の発行総額（累計）単位で作成して差し支えない。
- (7) 金額は、証券の券面表示通貨で記入すること。
- (8) 「2 償還等の状況」欄中「(1) 当年の償還・株式転換等の額」欄
当年中に償還等（元本の償還、買入消却又は株式への転換）を行なった額を記入すること（償還等の区分及び年月日を記入すること）。なお、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の買入消却があった場合には、その金額及び買入消却日を、当欄にかっこ書（外書）すること。
- (9) 「2 償還等の状況」欄中「(2) 償還・株式転換等の累計額」欄
当年末までの償還等の累計額を記入すること。
- (10) 「2 償還等の状況」欄中「(3) 残高」欄
証券の当年末の残高を記入すること。

証券の償還等（買入消却、株式転換等を含む）に係る居住者と非居住者との間の取引については、当該金額が3,000万円相当額を超える場合、「支払又は支払の受領に関する報告書」（報告省令別紙様式第1～第4）による報告を要する（報告省令第2条又は第3条関係）。このため、本件「証券の償還等の状況報告書」による報告に際しては、「支払又は支払の受領に関する報告書」による所定の報告が済んでいることを事前に確認しておくこと。